**割引率を設定する場合**

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設が対象となります。

１　設定方法

　（１）　事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百

　　　　分率による割引率（○○％）を設定する。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額（例）】

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 「厚生労働大臣が定める基準」で１００単位の介護サービスを提供する際に、５％の割引を行う場合（その他地域「１単位＝１０円」の場合）事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（５％）を１００単位から割り引いた９５単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。保険請求額　:（１００単位×０．９５）×１０円／単位×０．９＝８５５円 利用者負担額:（１００単位×０．９５）×１０円／単位－８５５＝ ９５円 |

 |

（２）　「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、

　　　ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する。

【具体的な設定方法と要件】

|  |
| --- |
| １　設定方法　イ　サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後２時から午後４時までなど)ロ　曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)ハ　暦日による複数の割引率の設定(１月１日など)２　割引の実施にあたって満たす必要がある要件　①　当該割引が合理的であること。　②　特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。　③　ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。 |

２　運営規程の設定

　　運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となり

ます。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成（例）】

|  |
| --- |
| 【割引率５％の場合】（利用料等） 第○条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から５％を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の支払を受けるものとする。 ２ 　法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から５％を割り引いた額とする。 |

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成(例)】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （利用料等） 第○条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の支払を受けるものとする。 ２ 　法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。《別表５の記入例》＜別表＞　　　指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について１　事業所（施設）名

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所・施設名 |  |

２　割引率等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 割引率 | 適用条件 |
| ○○○○　【ザービス名を記入】 | 10％ | (例)毎日　午後２時から午後４時まで |
| 5％ | (例)日曜日、祝日 |
| ％ |  |

 |